

日本国内森林管理規格第 2 草案公聴会記録

日時：2017 年 4 月 19 日 13:30～16:30

場所：地球環境パートナーシッププラザ（東京都渋谷区神宮前 5-53-70 国連大学ビル 1F）

規格該当箇所	意見	FSC ジャパンからの回答
2.3.2	ボランティア活動について県が全て管理するのは難しい。指標の適用範囲を狭め、「請負業者、ボランティア、研修生を含めた森林管理作業に携わる全ての者」とあるが、森林管理作業の定義とは？	一般的に地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、伐倒、搬出などの作業が入るが、現時点では森林管理作業の定義は用意していない。必要であれば、定義を作成し、用語と定義に追加するが、現場で実用的な定義となるよう、森林管理作業に含まれるかどうか紛らわしい作業があればあらかじめ知らせてほしい。
2.3.5	強度率、度数率を使って労働災害の頻度・重篤性を比較し、全国平均よりも低いことが求められているが、強度率、度数率は労働時間の総計を算出しないといけないのではないか。委託先にまでそれを求めることは難しい。	強度率は労働損失日数を延労働時間で割った商に 1,000 をかけたもの、度数率労働災害による死傷者数を延労働時間数で割り、それに 100 万をかけたものである。確かにどちらも労働時間数を計算することが必要となる。労働環境の管理において労働者の労働時間を把握することは重要であり、業界平均と比較した自社の状況を知っておく必要もあるので、もし現状で労働時間の算出をしていないということであれば、今後は是非行ってもらいたい。
原則 5 附則 C	附則 C にある生態系サービスについての広告宣伝するための要求事項はどれだけ議論されているのか。また、他国ではどのような状況になっているのか。フィールドテストではこれも検証したのか。カーボンなど、将来的に使う予定であり、附則 C の内容を見るとかなり厳しいと見ている。	現在、FSC 本部では関係国際組織と協働して生態系サービスのための森林認証のガイドラインを作っているところであり、最終的に国内規格もそのガイドラインに沿うものにしたいため、あまり附則 C の議論は進めていない状況である。フィールドテストについても、附則 C はカバーしていない。将来生態系サービスについての広告宣伝を行う可能性が高いのであれば、今後話合いを進めるに当たって、是非ご意見をいただきたい。また、実際に試してみる必要も出ると思うが、その際はフィールドテストへの協力などもご検討いただきたい。 他国の状況は様々だが、日本のようにナショナルオフィス主体ではなく、本部の生態系サービス担当部署と連携して国内規格を策定しているようなところもある。そういったところでは国内規格に平行して生態系サービス認証の基準が試され、生態系サービ

		ス認証に知見を提供している。そうでないところでは、特別支障がなければ現時点では附則 C の指標については概ね採用しておくようにとの本部の指示に従っている状況である。
8.5.5	8.5.5 は林産物の放射能汚染についての指標となっているが、2.3.12 で指定されている「放射能汚染リスクの高い地域」との関係は？	8.5.5 で確認が求められている林産物の放射能汚染の程度と 2.3.12 の「放射能汚染リスクの高い地域」（1 mSv/年を超える地域）は、直接的には関係がない。しかし、8.5.5 は必ずしも全ての林産物の検査を求めているわけではなく、林産物が 40 Bq/kg 以下であることを示すのには様々な方法が考えられる。サンプリング調査や空間線量とそこから収穫される林産物の関係を示す文献の活用など、現実的でリスクに見合った方法を考慮されたい。
人工林の定義	自然林・人工林の定義が一般認識とは違い、わかりにくい。規格草案で提案されている定義では、植生自然度 7 の広葉樹の二次林が人工林とされ、認証の中で針葉樹の人工林になってしまっても構わないということになるが、FSC の意図としてそれでよいのか？	広葉樹林は天然林と考える一般的な人工林、天然林の分け方を考えると、提案されている定義は複雑でわかりにくいことは否めない。しかし、この定義の意図は、広葉樹二次林の針葉樹人工林化を促すことではなく、現在は放置され、広葉樹林化しているような土地でも林業に適した土地は将来的に林業に利用できるようにし、一方で林業に適さない土地は人工林として利用されていても自然に還すように促すことである。自然林の国内定義の 3, 4 番目の定義がそれに当たり、造林不適地に発達しつつある自然林候補群落や、時間の経過と共に自然林となることが確実視される未発達な植物群落は自然林に含め、それらが人工林に転換されることがないようにしている。
全般	他の森林認証との差別化ということもあり、FSC の基準がより厳しくなるという認識だが、これだけ厳しい基準でやっているのだから、そのことをもっと宣伝してほしい。	皆さまに支えられ、この規格策定プロセスを進めて来、ここまで来た。ステークホルダーを巻き込んだこの透明な規格策定プロセスは他にはないもので誇れるものである。ご意見を真摯に受け止め、今後も FSC の良さや価値をどんどん宣伝していきたい。
全般	プレゼンテーションの中で、国内規格では規模別の指標を策定することが奨励されており、日本はそれに反して規模別の指標を撤廃したので問題ということだったが、外国と日本では森林管理の規模は	日本においては、これまでの話合いを通じて規模によってそこまでの状況の差はないため、一律化するというので、全ての規模の組織に適用される指標を作っている。 しかし、本部の方では元々 IGI は中規模を念頭に作られているとされている。国内規格ではここから議

	かなり違う。この規格はどの程度の規模を念頭に策定されているのか。	論を発展させ、規模・強度・リスクを勘案した指標を作ることが奨励されている。IGI 文書には「規格策定者への指示」として、大規模組織向けのより厳しい指標や小規模組織向けの要求が緩和された指標が提案されている指標や基準があり、第 1 草案ではそれに従い規模別の指標がいくつか提案されていた。しかしこの第 2 草案ではそれらを削除したため、確認することはできない。
1.7.1	贈収賄に関わらないことを謳った方針が求められているが、これは組織全体としての方針か、あるいは認証林管理に関するものだけでよいのか。 全社の方針として掲げるものはコンプライアンスなどの包括的なものが適当であり、ここまで細かいことを入れるのは難しい。特に林業が組織の事業のわずかな割合しか占めていない場合は、FSC 認証の要求だからといって全社の方針に反映させるのは難しい。	基準 1.7 には、「組織は、金銭やその他のあらゆる形態で贈収賄をしないという誓約を公開しなければならない。」とあり、FSC 認証林に限って贈収賄をしない、というのも不自然であることから、組織全般の方針とするのが一番自然だが、それが難しい場合、どうすればよいか、認証では何が受け入れられるかについては今後、話合いたい。
原則 3	原則 3 の指標の作成経緯を知りたい。これは、北海道のアイヌ民族にも意見をきいているのか。	原則 3 の先住民族の権利については第 1 草案作成に先立ち、規格策定グループとは別のワーキンググループを立ちあげた。この中には北海道アイヌ協会や先住民族の権利に詳しい研究者も含まれている。そこで行われた議論を基に策定した指標案を規格策定グループで再度討議し、第 1 草案を作成した。第 2 草案は第 1 草案に大きな変更は加えておらず、注を指標に組み込んだり、研究者からの提案に基づき文言を修正、加筆した程度である。
原則 3	原則 3 の先住民族の権利では、北海道のアイヌ民族に関してのみ言及されているが、沖縄の先住民族についてはどう考えるか。	沖縄の琉球民族を先住民族と考えるかは話合ったが、諸論あり、結論を出すことは難しい。これまで沖縄で認証を取得しようという組織がいなかったため現実問題となったことはないが、そのようなことが今後あれば、彼らの先住民族の権利も検証しなくてはならない。原則 3 の指標の中で琉球民族に言及することはしていないが、原則 3 の下に注で「本原則は、日本では北海道のアイヌ民族について必ず適用

		しなければならないが、その他の場所でも必要に応じて適用するものとする。琉球民族その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。」としている。よって原則３は、北海道のみに限定的に適用されるものではなく、それ以外の場所でも状況に応じて適用されなければならない。
原則３	日本政府はアイヌ民族を認めていないが、認証の現場でもアイヌ民族の所在がきちんと特定されていない場合もあるようだ。今回、原則３で先住民族の権利が強化されることで、今後、そのようなことがないように願っている。	現場でのアイヌ民族の特定は難しく、過去に特定が不十分な例があったのは大変遺憾だが、そもそもどこに聞けばよいかわからなかったという問題もあった。原則３の初めの基準では影響を受け得る先住民族の特定が求められているが、この国内規格草案では、特定が難しい場合は必ず北海道アイヌ協会に照会すること、としている。アイヌの戸籍は北海道アイヌ協会が管理をしているとのことなので、今後、以前のようなアイヌ民族の特定に関する問題はなくなるのではないかと期待している。